

県人事委員会勧告 完全実施へ！

栃教協は県教委に対し、県人事委員会勧告の完全実施を要望してきた。県教委から令和4年度人事委員会勧告に伴う改正等についての提案がなされた。主な内容は以下のとおりである。

1 人事委員会勧告・報告に係る事項

(1) 月例給 民間給与との較差 (0.23%) を埋めるため、給料表を改定

ア 事務職給料表 (行政職給料表 1～7 級)

- ・ 採用試験 (大卒程度) に係る初任給を 3,000 円、採用試験 (高卒程度) に係る初任給を 4,000 円引上げ
- ・ これを踏まえ、30 歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定

イ 事務職給料表以外の給料表

- ・ 事務職給料表との均衡を基本に引上げ改定
- ・ 教育職 (1) 及び教育職 (2) の大卒新卒採用に係る初任給を、いずれも 3,400 円引上げ

(2) 特別給 (ボーナス) 期末・勤勉手当: 支給月数を 0.10 月分引上げ 【R4. 12. 1 遡及適用】

年間 4.30 月分⇒4.40 月分 勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

2 四輪自動車使用者の通勤手当の改定

最近のタイヤ価格やガソリン単価等の情勢から、通勤手当は引上げ 【R5. 1. 1 から適用】

今後も、教育専門職にふさわしい給与の在り方について、人事委員会や県教委に対し、粘り強く要望活動を続けていく。

